

議案第52号

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民公益活動の活性化を図るため、福岡市NPO・ボランティア交流センターを移転することに伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例の一部を改正する条例

福岡市NPO・ボランティア交流センター条例（平成14年福岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大名二丁目」を「今泉一丁目」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。